

(書 式 1 - 2 - 1 - 1)

譲渡人が譲渡制限付株式の譲渡の承認を
求める譲渡承認請求通知書

株式譲渡承認請求書

前略 今般、私は、下記一記載の貴社株式を
所有しておりますが、下記二記載の者に譲渡
することに致しました。

つきましては、会社法第136条に基づき
、上記譲渡につき、本書をもって、貴社取締役
役会の承認を請求致します。

記

一 譲渡する株式の種類及び数
普通株式 ○ , ○ ○ ○ , ○ ○ ○ 株

二 譲渡する相手方

(本店所在地)

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番 地

(商 号)

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

草 々

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

(通 知 人)

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番 地

○ ○ ○ ○

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ 番 ○ 号

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○ 殿



解説

全部又は一部の株式につき、譲渡による当該株式の取得に会社の承認を要する旨の定めを定款に設けている会社において、株主が会社に対して株式譲渡の承認を請求し、承認しない場合には株式の買取を求めるという株主の投下資本回収の手段が規定されている（会社法第2条第17号、第107条第1項第1号、第108条第1項第4号、第136条以下）。

譲渡承認機関は取締役会設置会社では取締役会、取締役会を設置しない会社では株主総会となる（同法第139条1項）。

本件は、譲渡制限株式を有する者が、当該株式を特定の者に譲渡したい場合のために認められた、譲渡承認請求権に基づく通知である（同法第136条）。

承認請求があった場合には、会社は、譲渡を承認するか否かの決定内容を、譲渡等承認請求者に通知しなければならない（同法第139条第2項）。会社が承認請求の日から2週間以内にこの通知をしない場合、会社は譲渡を承認したものとみなされる（同法第145条）。



Asahi Chuo